

平成27年(ワ)第13562号 福島ひばく損害賠償請求事件

原 告 井戸川克隆

被 告 東京電力株式会社、国

意見陳述要旨

2016(平成28)年2月4日

東京地方裁判所民事50部合議庭 御中

原告訴訟代理人弁護士 猪 股 正



原告第4準備書面及び第5準備書面における原告の主張の要旨について陳述いたします。

第1 原子力事業者には原賠法と民法709条の責任が併存すること

原告は、被告東電に対し、原賠法に基づく請求とあわせて、民法709条の不法行為責任に基づく損害賠償を請求しています。

これに対し、被告東電は、原子力損害の賠償に関しては、民法の不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、民法上の不法行為に基づく請求はそもそもできないなどと主張しています。

しかしながら、第1に、本件訴訟において、被告東電の故意・過失の審理が不可欠であること、第2に、原賠法3条1項は原子力事業者の無過失責任を定めたものにとどまり、原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するものではないことなどから、被告東電の主張は、法解釈を誤り、失当であるといわざるを得ません。

1 本件訴訟における被告東電の故意・過失の審理が不可欠であること

(1) 被告国との共同不法行為責任

原告は、被告東電と被告国に対し、共同不法行為責任を追及しています。共同不法行為責任は、被告らが「連帶して」責任を問われることにな

るので、「連帶して」責任を問われるに足りる故意・過失があるのかが審理されなければならないはずです。また、被告国(東電)の責任割合を考える上で、被告東電の故意・過失の度合いと国の過失の度合いを抜きにして国の責任割合を判断することはできないはずです。

(2) 不法行為に基づく慰謝料請求においては加害者の過失が斟酌されること

原賠法3条1項は、原子力事業者(東電)の無過失責任を規定していますが、そうであっても、慰謝料を適切に算定するためには、被告東電の加害行為の悪質性、すなわち被告東電の故意・過失の審理が必要不可欠です。

(3) 完全賠償の実現

被告東電について、民法上の不法行為責任が明らかにされることによって、はじめて、本件事故の全体像が究明され、さらに被告らの責任が解明され、そして適切な権利救済の実現を図ることができます。

本件訴訟において、被告東電の故意・過失の審理が不可欠です。

2 原賠法3条1項は原子力事業者に対する民法709条の適用を排除しないこと

原賠法3条1項は、その文言上、原子力事業者に対する損害賠償請求について、民法709条の適用を排除することを明文で規定していません。

原賠法は、①被害者の保護と②原子力事業の健全な発達を同法の目的としていますが、原賠法が民法上の損害賠償責任の規定を排除するという解釈は、この2つの目的に何ら資するものではありません。むしろ、請求が認められる手段が多いほど請求を行う被害者の保護に資することは明らかであり、また、民法上の請求を可能とし、原子力事業者の故意・過失の責任追及を認めることが原子力事業の健全な発達という目的にも整合するというべきです。

したがって、原賠法1条に定める同法の目的からしても、原賠法3条1項が、民法709条の適用を排除するものではないことは明らかです。

3 民法上の不法行為に基づく請求はそもそもできないなどとする被告(東電)の主張には理由がなく失当であるというほかありません。

第2 中間指針の性格・問題点等について

被告東電は、「審査会の策定した中間指針等の賠償基準は、裁判上の手続においても、十分に尊重されるべき実質を有するものである。」等と述べ、本訴訟においても中間指針等に沿った解決がなされるべきかのような主張をしています。

しかしながら、以下に述べるとおり、中間指針等は紛争当事者を拘束する性質のものではなく、また、そもそも策定過程や策定根拠等多岐にわたる問題を有し、多くの欠陥を残した内容となっています。

したがって、本訴訟において、中間指針等を根拠に、賠償対象や賠償額、損害の捉え方等が制約されるとは考えられません。

1 中間指針等の位置づけ

(1) 当事者を拘束するものでないこと

文部科学省作成の報告書においても、「指針はあくまでも当事者間の交渉において自主的に参照される」ものとして位置づけられ、「指針に当事者（訴訟に至った場合には裁判所）に対する法的な拘束力を付与する必要はない」と明記されていることなどからも明らかのように、中間指針等は、紛争当事者に対する法的拘束力を持ちません。

(2) 賠償対象・賠償額の制限を示したものでないこと

中間指針では、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。」とされ、また、中間指針追補では、「中間指針追補で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」とされ、さらに、中間指針第四次追補でも、同様に、「指針で示されていないものも賠償の対象となる」ことが明記されています。

また、審査会においても、例えば、第21回審査会においては、双葉町長として出席した原告が、被害の現状や避難者の事情を十分に調査して中間指針を策定したのか、中間指針によって賠償の上限を決めてしまって

いいのか等の質問をしました。これに対し、能見会長は、審査会の役割や指針の性質に関わる「根本的な問題」であるとし、「被害が非常に多数、広くわたっているときに、迅速に賠償するということも非常に重要なこと」であり、「賠償する東電も納得して、迅速に支払ってくれるような、そういう意味で、共通の損害みたいなものを指針の中で取り出し」たものであり、「指針に書いてないから賠償しないという考え方は、もともとおかしい」「個別の事情に基づいて生じる損害については、指針が上限になるものではなく、それ以上の損害賠償というものは認められるというのが大原則」であると述べています。

(3) 新たな損害論を排斥していないこと

中間指針第四次追補に「本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない」（中間指針第四次追補3頁）と明記されているように、中間指針等が新たな損害論を排斥していないことも明らかです。

2 中間指針等の問題（全項目に共通する問題）

中間指針等には、被害実態の調査が極めて不十分なまま策定されという策定過程の問題、電力業界と関係が近い利害関係者が審査会メンバーに選任され、被害者らから直接意見聴取する機会が設定されず、審査会の設置機関が被告国であることなどの中立性の問題、東電が納得するものを志向するという和解や自主的解決という性質上の問題も存在します。

3 慰謝料賠償額の問題

中間指針は、「精神的損害」の項目について、自動車損害賠償責任保険における慰謝料を参考にしています。

しかし、従前の典型的被害類型を想定した交通事故方式では、長期にわたる広範かつ多様な本件被害の全体像を的確にとらえることはできず、また、1日4200円という自賠責基準も、そもそも根拠が乏しいので、本件損害の算定基準として極めて不合理であると言わざるを得ません。また、自賠責の慰謝料は「けがをして、自由に動けない」という状態で入院している、身体的

な障害を伴う場合の慰謝料」であり、「それと比べると、たとえ不自由な生活で避難しているとはいえ、行動自体は一応は自由である」として、自賠責の傷害慰謝料額から減額していることも、極めて不合理です。

さらに、中間指針等には、慰謝料を基礎付ける要素に重大な欠落があります。特に、本件被害の根本には放射能汚染が存在するにもかかわらず、初期被ばくによる健康不安を、慰謝料を基礎づける要素から除外しており、大きな欠陥があると言わざるを得ません。

4 まとめ

以上のことより、中間指針等は紛争当事者を拘束する性質のものではなく、賠償対象や賠償額を制限するものでも、新たな損害論を排斥するものではありません。

また、そもそも策定過程や中立性等に問題があり、中でも慰謝料賠償額においては策定根拠に乏しい等多岐にわたる問題を有し、多くの欠陥を残した内容となっています。

したがって、本訴訟において、中間指針等を根拠に、賠償対象や賠償額、損害の捉え方等が制約されること等あり得ません。むしろ、被告には、中間指針に明記されない賠償も含めて適切な賠償を行うことが求められているのであり、中間指針の範囲でしか賠償しないかのような被告の姿勢は強く非難されるべきです。

以上